



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 4 9 号 令和 2 年 1 0 月 9 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 1 6	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
6 1 7	指定障害福祉サービス事業の廃止について 届出があった件	障がい福祉課
6 1 8	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
6 1 9	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
6 2 0	令和 2 年度砂利採取業務主任者試験を実施 する件	河川整備課
6 2 1	特定調達契約について随意契約の相手方を 決定した件	教育委員会
6 2 2	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	同

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
7	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
5	全長 2 0 センチメートルを超えるうなぎを 採捕することを禁止する区域及び期間を指 示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表	題	担当課名
6		押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表	題	担当課名
2		全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
3		押網を船舶に積載することを禁止する件	
4		水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する件	

徳島県告示第六百十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

令和二年度整備教育用パソコン 一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和二年七月三十日

四 落札者の氏名及び住所

四国通建株式会社徳島支店

徳島市東吉野町一丁目一〇番地の一

五 落札金額

七千六百七十八万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年六月十日

徳島県告示第六百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
有限会社訪問介護つくし	美馬市脇町字段一六三番地二	有限会社訪問介護つくし	美馬市脇町字段一六三番地二	居宅介護 重度訪問介護	令和二年八月三十一日	令和二年九月三十日	

徳島県告示第六百十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社日和ファーム	阿南市長生町次郎丸三番地一	阿南市長生町久保田一九番ほか十五筆	八、七二六・〇〇

二 認可年月日

令和二年十月九日

徳島県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 鳴門市大麻町	認可年月日
大麻土地改良区	令和二年九月十六日

徳島県告示第六百二十号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和二年
度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和二年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇二会議室

三 受験願書の受付期間

令和二年十月十九日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を
除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月三十一日までの消印があれば受け付
ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備
部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号
）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で
、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話。八八―六二―
二六二七）へすること。

徳島県告示第六百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る物品等の名称

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習用コンピュータ（Windows OS 端末）機器一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名及び住所

アジア合同会社

吉野川市鴨島町知恵島一三二。番地一六

五 契約金額

四万四千五百五十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号

徳島県告示第六百二十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ（i P a d O S 端末）機器一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和二年八月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

四国通建株式会社徳島支店

徳島市東吉野町一丁目一。番地の一

五 落札金額

四万二千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年七月十四日

徳島県病院局告示第七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条の二の規定により、令和二年十月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和二年十月九日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

委 託 し た 事 務	委 託 し た 私 人
徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	株式会社ソラスト

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和二年十月九日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和二年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第四十五条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年十月九日から令和三年三月三十一日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第三十七条第四号に規定する漁具）以下「当該漁具」という。）を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和二年十月九日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

令和2年10月9日付け徳島海区漁業調整委員会指示第6号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

- 1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）
- 2 積載予定期間
- 3 航行予定区域
- 4 届出の対象船舶等
 - (1)船名
 - (2)漁船登録番号，船舶検査済票の番号又は船舶番号
 - (3)総トン数又は船舶の長さ
 - (4)船舶所有者の住所，氏名
 - (5)運航責任者の住所，氏名
 - (6)押網漁具の所有者の住所，氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和二年十月九日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

一 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和二年十一月一日から令和二年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県内水面漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第六号）第三十一条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年十月九日から令和三年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第三十七条第四号に規定する漁具）以下「当該漁具」という。）を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和二年十月九日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所
氏名 印

令和 2 年 1 0 月 9 日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第 3 号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1)船名

(2)漁船登録番号，船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3)総トン数又は船舶の長さ

(4)船舶所有者の住所，氏名

(5)運航責任者の住所，氏名

(6)押網漁具の所有者の住所，氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次の区域及び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。

令和二年十月九日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

一 禁止する区域

- 1 吉野川のうち阿波市吉野町西条字東須賀地先の左岸国土交通省距離標二十・六キロメートル地点から距離標二十一・〇キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 2 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 3 那賀川のうち阿南市上中町中原地先の国土交通省距離標六・四キロメートル地点から距離標六・六キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 4 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 5 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メートルの地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域

二 禁止する期間

吉野川

令和二年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

令和二年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

令和二年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

令和二年十一月十一日から同月三十日まで